

LPガス部会 会員各位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文
(公印省略)

令和5年度LPガス部会経営者セミナーの開催について (ご案内)

みだしの件について、当部会ではLPガス業界にとって重要なテーマとなっております「LPガス商慣行改革に関する制度改正」の内容について経営者セミナーを開催致します。

お忙しいとは存じますが、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

また、本セミナーは会員のみ参加対象となっておりますので予めご了承下さい。

記

- 開催日時 令和6年2月27日(火) (開場13時) 13時20分～16時
- 会場 オリオンホテル那覇 (モノレール安里駅より徒歩3分)
〒902-0157 沖縄県那覇市安里1-2-21 TEL098-866-5533
- ご講演 (一社)全国LPガス協会 専務理事 村田 光司 様
演題(仮題)「LPガス商慣行改革に関する制度改正について」
報 告 「全国LPガス協会の取り組みについて」
 - ・建築基準法改正への取り組み、対応について
 - ・カーボンニュートラルへの取り組み対応について
 - ・需要開発への取り組み対応について
- 参加対象 会員限定(会員事業所確認のため名刺のご準備をお願いします。)
- 参加料 無 料
- 定 員 150名
- 申込期限 2/9(金)迄にFAXにてお申込下さい。(人数把握のため)
- お問合せ 協会事務局 FAX 098-858-9564 TEL 098-858-9562 又吉、宮城

事業所名		連絡担当者		
連絡先	TEL	FAX		
	参加者氏名	役職名	参加者氏名	役職名
①			②	
③			④	

※駐車場の混雑が予想されますので、乗合いでお越し下さいますようお願い致します。

※多くの会員に参加して頂くため一事業所より複数参加される場合は、人数調整をさせていただく場合がございます。

関 係 各 位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
L P ガス部会部会長 島袋博文ガス衣類乾燥機設置基準運用解釈の変更について (お知らせ)

標記の件について、ガス衣類乾燥機設置基準の運用解釈が下記のとおり変更されましたのでお知らせ致します。詳しくは、「ガス機器の設置基準及び実務指針 (通称 黒本) 第 9 次改訂版」(令和 4 年 12 月 28 日第 9 版改訂) 等でご確認下さいますようお願い致します。

記

【移動設置形機器としての取扱い (ガス消費量が 5.8kW 以下のものに適用)】

・これまでガス衣類乾燥機は、排湿管を固定して使用する場合、常設形ガス機器 (固定式) として取扱っておりましたが、今回の運用解釈の変更では、主に洗濯機の上に設置されておりますが、それらの維持管理のために移動することもあるため、機器を専用台に固定した場合や、排湿管を固定して使用する場合においても、移動設置形ガス機器として扱うことになったものです。

※ガス衣類乾燥機第 9 次改訂版抜粋
ガス消費量が 5.8kW 以下のものに適用
(5.8kW を超えるものは「業務用」)

- ① 移動設置形ガス機器として扱う。
- ② 開放式ガス機器として扱う。
- ③ 排湿管を固定した場合
⇒ 設置工事説明書等に指定された部材を使用して適切に施工
- ④ 隠ぺい部に排湿管を設置した場合
⇒ 設置工事説明書等に指定された部材を使用して適切に施工
- ⑤ 設置形態に合わせた換気口や給気口が必要



以上

(本件問合せ先) 協会事務局 電話 0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 2

LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 與 儀 盛 輝
(公 印 省 略)

空き家におけるLPガス容器の撤去等について
～事故防止のお願い～

平素は、当協会の自主保安活動にご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、沖縄県内におけるLPガス事故で、長期間空き家に放置されたままのLPガス容器が盗難される事故（統計上はその他事故）が発生しております。

また、過去には同様に長期間放置されたLPガス容器の底部が腐食し、LPガスが液状で漏えいする事故が発生しております。幸いにも、二次災害には至りませんでした。着火源が有れば、大惨事となる事故でした。

各LPガス販売事業者におかれましては、供給先が一時的にでも空き家となった場合は、速やかに下記の対応を行って頂きますようお願い致します。

記

(供給先が空き家になった場合)

- ① LPガス容器を速やかに撤去（空ビンも含め設置しない）
- ② ガスメータの閉栓
- ③ ガスメータ等にLPガス販売事業者連絡先の表示
- ④ 保安機関への連絡
- ⑤ その他必要な事項

※本件のお問合せ 協会事務局 業務課 TEL 098-858-9562

保安機関認定事業者各位
L P ガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 與 儀 盛 輝
(公 印 省 略)

保安機関有効期間の確認及び期限管理の徹底について
(お 願 い)

平素は、当協会の自主保安活動にご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」）第 2 9 条において認定を受けた保安機関は、液石法第 3 2 条及び同法施行令第 6 条により認定の有効期間は 5 年と定められております。しかしながら一部の保安機関において、5 年を経過している事例が確認されました。

各保安機関におかれましては、自社の保安機関認定期間の確認を行って頂くと共に期限管理を徹底して頂きますようお願い致します。

なお、更新する際は、同法施行規則第 3 4 条に基づき、認定の満了する 3 0 日前までに認定をした行政機関（沖縄県認定の場合は沖縄県知事）あて申請書を提出するようお願い致します。

また、保安業務を委託している L P ガス販売事業者は、同法施行規則第 2 4 条に定める業務主任者の職務、第 7 号「法第 2 7 条 1 項の保安業務の実施及びその結果を確認すること」の一環として、保安機関の認定の有効期間についても確認下さいますようお願い致します。

※本件のお問合せ 協会事務局 業務課 TEL 098-858-9562

会員事業所 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 與儀盛輝
〔公印省略〕

「テールゲートリフター特別教育講習会」の開催

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 2 8 日に、改正労働安全衛生規則が公布され、令和 6 年 2 月 1 日より、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務が労働安全衛生法第 59 条 3 項の規程による「特別教育」の対象として義務付けられました。〈労働安全衛生法第 119 条 罰則 6 ヶ月以下の懲役または 50 万以下の罰金〉

つきましては、下記の日程により標記講習会を開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者に受講していただきたくご案内申し上げます。

記

- 日時 ①本島 令和 6 年 1 月 3 0 日 (火) 9 時 ~ 1 6 時 3 0 分 (4h 座学、2h 実技 ※休憩除く)
②宮古 令和 6 年 1 月 2 5 日 (木) 9 時 ~ 1 6 時 3 0 分 (4h 座学、2h 実技 ※休憩除く)
③石垣 令和 6 年 1 月 2 3 日 (火) 9 時 ~ 1 6 時 3 0 分 (4h 座学、2h 実技 ※休憩除く)
- 会場 ①本島 南西石油 (株) トレーニングセンター (西原町字小那覇 8 5 8 番地)
②宮古 (株) リゅうせき宮古物流センター 会議室 (宮古島市平良字西仲宗根 2 - 4 0)
③石垣 (株) リゅうせき八重山物流センター 会議室 (石垣市南ぬ浜町 1 - 2)
- 受付期間 令和 5 年 1 2 月 1 8 日 (月) ~ 1 2 月 2 6 日 (火)
- 受講料 1 1, 0 0 0 円 (消費税 1, 0 0 0 円 / 税率 1 0 %、テキスト代込み)
- 定員 ①本島 7 0 名、②宮古 2 0 名、③石垣 2 0 名 (定員に達し次第締め切ります)
- 申込手続: 次のいずれかの手続き方法で申し込み下さい。
〈窓口〉「申込書」に必要事項を記入の上、受講料を添えて直接申込下さい。
〈郵送〉①「申込書」に必要事項を記入の上、受講料を銀行振込し、振込書(コピー)を「申込書」に添付し、送付下さい。※振込手数料は御負担願います。
②「申込書」(上記と同様に)と受講料を同封の上現金書留にて送付下さい。
- 受付場所: (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
〒901-0152 那覇市字小禄 1 8 3 1 - 1 (沖縄産業支援センター 403-1)
TEL098-858-9562 FAX098-858-9564
- 身分証の確認 講習当日は本人確認ができる身分証をご持参下さい (運転免許証等)

下記金融機関のいずれかにお振込み下さい。

- ① 沖縄銀行 田原支店 普通預金 1575212 ② 琉球銀行 金城支店 普通預金 144450
③ 沖縄県農業協同組合 小禄支店 普通貯金 0000757
〈口座名 一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会〉 **登録番号 T9-3600-0500-0059**

講習内容 『テールゲートリフター特別教育』

- ・テールゲートリフトに関する知識 (90分) ・テールゲートリフトの作業に関する知識 (120分)
- ・関係法令 (30分) ・テールゲートリフトの操作方法 (実技) (120分)

※実技につきましては 1 2 0 分ですが、6 ヶ月以上の実務経験者は 6 0 分に短縮されます。

※その他、注意事項

- ・講習規定により遅刻、早退、欠席をした者については講習時間不足となり、修了証の交付が出来なくなりますのでご注意ください。
- ・一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承下さい。・実技には、作業に適した服装 (作業服、保護帽、安全靴、手袋) 等で臨んで下さい。

LP ガス販売事業者 殿
LP ガス配送事業者 殿
LP ガス卸事業者 殿
LP ガス容器検査所 殿

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

バルク貯槽 20 年検査 (廃棄含む) への対応について

～基準の順守並びに環境への配慮について～

本県のバルク貯槽 20 年検査 (廃棄含む) は、これまで一部前倒しでスタートしておりますが、2020 年から本格的な検査 (廃棄含む) がスタートし、対象となるバルク貯槽が年々増加致します。(参考資料別紙)

20 年検査時には、

- ① 新規にバルク貯槽を調達する場合は生産を依頼する必要がある。
- ② 設置・撤去等を行う工事業者の確保が必要になる。
- ③ オーナー・管理会社への説明が必要になる。
- ④ 残ガス回収のための貯槽及び設備が必要になる。
- ⑤ バルク貯槽置場の確保が必要となる。
- ⑥ くず化業者の確保が必要となる等が想定されます。

対象となるバルク貯槽が増加するに当たり、各種業者の手配が困難となることが予想されます。

特に、新規にバルク貯槽を調達する場合、20 年前と比べ約半分のバルク貯槽メーカーが撤退しており、生産が間に合わなくなる恐れもあります。

なお、検査期限を経過したバルク貯槽は、充填は勿論のこと使用 (消費) も禁止 (法令違反) となっております。

つきましては、法令違反の無いよう基準の順守は勿論のことですが、環境 (水処理、匂い等) へも十分配慮した検査 (廃棄含む) を行って頂きますようお願い致します。また、上記を踏まえて出来る限り早目の対応を行っていただきますよう重ねてお願い致します。

本件へのお問合せ

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 業務課

TEL 098-858-9562 FAX 098-858-9564

LPガス販売事業所集計表

バルク貯槽 設置基数

設置年		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
20年期限		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
貯 槽 の 種 類	150kg以下	0	0	0	0	0	12	37	8	14	41	21	2	3	3	1	1	3	11	0	0	157
	300kg以下	0	0	0	1	0	32	36	37	56	76	133	113	126	128	150	118	120	102	137	142	1507
	500kg以下	0	0	0	0	0	24	42	67	93	104	120	123	118	76	117	85	103	115	126	134	1447
	1000kg以下	0	1	1	0	2	26	49	58	86	107	63	64	88	36	32	50	21	45	43	49	821
	2.9t	1	0	0	0	0	6	9	4	2	10	8	8	9	4	6	1	1	4	3	11	87
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
合計		1	1	1	1	2	100	173	174	251	338	345	310	344	247	307	255	248	277	310	336	4021

L P ガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)**容器流出防止対象設備に対する期限内の措置について**
～L P ガス容器二重掛け等のお願い～

L P ガス容器流出防止を目的として、液石法施行規則が改正され令和3年12月1日施行されております。これに先立ち協会では会員への周知啓発を図ると共に、各販売事業者におかれましては対象設備に対する措置を行っていることと思っておりますが、猶予期間が令和6年6月1日となっております。

つきましては、対象設備について法令違反の無いよう期限内に措置頂きますようお願い致します。

なお、詳しくは協会ホームページL P ガス部会「[容器流出防止措置に対するQ&Aについて](#)」でご確認下さい。

(Q&Aサンプル 全6頁)

容器流出防止措置に対するQ & Aについて

(一社) 全国L P ガス協会

目的

これまでL P ガス業界では自主保安活動の一環として、自然災害に対する容器の二重掛けを進めてきました。

国では近年の大雨による水害等の多発化・激甚化及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずる旨の液石法施行規則を改正し、令和3年6月18日に公布、同年12月1日に施行することとなりました。

これを受け、当協会では施行後に流出防止措置をスムーズに講じていただくための一助になることを目的として本Q & Aを作成いたしました。

作成日

令和3年11月22日

改訂日

令和3年12月2日

Q 1 容器流出防止措置は、誰が、いつまでに講じるのですか？**A 1** 販売事業者が、措置を講じます。

改正省令は令和3年12月1日に施行されますが、施行期日において現に設置されている充てん容器等については、猶予期間として、令和6年6月1日迄に措置を講じることになっています。

但し、令和3年12月1日以降の新規消費者に設置される充てん容器等については、設置時点から省令が適用となります。

なお、省令施行時点の充てん容器等には令和6年6月1日迄の猶予期間が適用されますが、昨今の激甚化する災害から、消費者の安全を確保するという販売事業者の使命を一刻も早く果たすべく、猶予期間に係わらず前倒して取り組むことが望まれます。

Q 2 容器流出防止措置は、容器の容量に係わらず設置されている全ての充てん容器等に講じなければならぬ

令和 5 年 1 0 月 2 日

L P ガス卸事業者 各位

L P ガス部会青年委員 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
L P ガス部会青年委員会
委員長 外間 朝健 (公印省略)

青年委員会委員の推薦について (お願い)

令和 6 年度は L P ガス部会青年委員の改選期にあたりますので、新委員候補者の推薦についてご依頼申し上げます。

つきましては、L P ガス部会青年委員選出枠に応じて、沖縄本島内においては系列ごとに、宮古八重山地区においてはそれぞれの地域支部でご検討の上、別紙推薦書を 1 1 月 3 0 日 (木) までに協会宛に提出していただきますようお願い申し上げます。

送信書類	本用紙含め 3 枚
提出書類	別紙 (青年委員会委員推薦書)
提出期限	1 1 月 3 0 日 (木)
<u>F A X</u>	<u>0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 4</u>
お問合せ	0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 2 (緑間)

(別紙)

LPガス部会青年委員会委員推薦書

令和5年 月 日

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会青年委員会 委員長 外間朝健 殿

下記の者をLPガス部会青年委員会委員として推薦致します。

氏名	事業所名

記入者名 (卸し事業者責任者又は現青年委員)

選出区分系列

又は地域支部名

事業所名

氏名

報告期限 : 11月30日(木)

FAX送信先 : (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

098-858-9564

(参考)

LPガス部会青年委員会委員選出枠 (総数19)

NO	選出区分	選出枠	NO	選出区分	選出枠
1	りゅうせき系列	3	8	互惠石油系列	1
2	マルキ産業系列	2	9	沖縄ガス系列	1
3	エッカ石油系列	2	10	宮古地区	1
4	白石系列	2	11	八重山地区	1
5	協同ガス(JA含む)系列	2	12	うりずん会・オキネネ系列	1
6	ひまわりガス系列	1	13	委員長推薦枠	1
7	具志頭給油所系列	1		合計	19

資料4-2

沖高保発5-85号
令和5年12月18日

LPガス部会委員 各位
LPガス卸事業者 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

任期满了に伴うLPガス部会委員候補者の推薦について
(推薦書提出のお願い)

令和6年度はLPガス部会規則第12条(定款第25条準用)に基づき、委員の改選期となっております。

つきましては、別添LPガス部会委員選出枠をご確認いただき、沖縄本島内においては系列ごとに、宮古・八重山地区においてはそれぞれの地域支部でご検討の上、別紙推薦書を令和6年3月5日(火)までに協会宛にメール又はFAXにてご提出下さいますようお願い申し上げます。

本推薦書は3月15日開催予定のLPガス部会委員会へ提案されるものとなります。なお、現委員は来る5月の通常総会をもって任期满了となります。

記

以上

1. 推薦人数 LPガス部会委員選出人数(別紙1)
2. 報告期限 推薦書を3月5日(火)まで(別紙2)
3. 任 期 令和6年5月総会から令和8年5月総会まで

※本件に関するお問い合わせ

協会 有銘

E-mail : arime@okinawakhk.or.jp

TEL 098-858-9562

FAX 098-858-9564

(別紙 1)

LPガス部会委員選出人数について

区 分		系列販売 事業所数	部会委員選出数
1	りゅうせき系列	4 5	3
2	マルキ産業系列	3 7	2
3	エッカ石油系列	2 7	2
	中央ガス系列	3	
4	白石ガス系列	1 3	1
5	協同ガス系列	2 1	2
6	具志頭給油所系列	3	1
	互惠石油系列	1 1	
7	ひまわガス系列	1 2	1
8	沖縄ガス系列	1 6	1
9	うりずん会	1 1	1
	オキエネ系列	7	
1 0	宮古支部	1 3	1
1 1	八重山支部	1 1	1
1 2	青年委員会		1
1 3	部会長推薦枠		2
1 4	オートガススタンド枠		1
合計数		2 3 0	2 0

備考

1. 系列販売事業所数、概ね15に対し部会委員1名を選出する。
2. 部会長推薦枠は、前項の基準数に達しない系列又は系列外に適用する。尚、部会長推薦枠については、事前に委員会の意見を聞くものとする。
3. 区分毎の部会委員選出数は、所属する正副部会長の数を含むものとする。
4. この表は改選期ごとに委員会において検討し、必要に応じて見直しすることができる。

(別紙2)

推薦書

令和6年 月 日

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文 殿

みだしの件につきまして、下記の者をLPガス部会委員候補者として推薦致します。
(任期 令和6年5月総会～令和8年5月総会)

氏名 (部会委員候補者名)	所属事業所

記入者名 (卸し事業者責任者又は現部会委員)

選出区分系列

又は地域支部名

事業所名

氏名

報告期限 : 令和6年3月5日 (火)

E-mail : arime@okinawakhk.or.jp

FAX : 098-858-9564

LPガス部会委員各位
経済会議委員各位
LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会部長 島袋博文
(公印省略)

各系列支部会の開催並びに活性化について (お願い)

みだしの件について、LPガス部会ではLPガス関係事業者の緊密なる連携強調のもとに、LPガスによる事故防止活動を行うとともに、事業の健全なる発展と向上及びLPガス取引の適正化並びにLPガスの普及促進を図ることを目的に、委員会を開催し事業活動を展開しております。

各系列の部会委員並びに経済会議委員におかれましては、委員会を受け各系列傘下の販売事業者への情報提供、並びに意見の集約に努めていることと存じますが、一部の系列では支部会が開催されていない状況が見受けられます。

協会としても委員会資料をホームページに掲載し情報発信に努めておりますが、各系列においても支部会の定期的開催並びに活性化に努められますようお願い致します。

記

1. 各系列支部に対するお願い

- ① 系列支部会の開催（委員会等の情報提供並びに意見の集約）
- ② 支部から委員会への提案
- ③ その他

2. LPガス部会で開催する主な委員会

- ① LPガス部会委員会（年3回程度 6月・12月・3月）
- ② 経済会議（年2回程度 7月・2月）
- ③ 青年委員会（年2回程度 7月・2月）

(本件へのお問合せ)

協会事務局 TEL 098-858-9562